

第III章

外資導入と技術導入の推進

はじめに

外資導入と技術導入は、中国の対外開放政策の重要な要素となつてゐる。一九七八年十二月の中共第十一期三中全会において、「対外開放」政策の施行が正式に決定され、その内容の一つは、「世界の先進的技術と設備の導入に努め」、「国際的な外資吸収の諸方式を採用し、社会制度の違う国や国際金融機関の資金を積極的に利用し、中国経済の発展に役立てる」という方針である。

一九七九年第五期全人代第十回会議の決定に基づいて、外資導入を総括する機関として、「外資管理委員会」が発足した(後の行政改革により、対外貿易部と合併して、対外経済貿易部になった。同年七月に、中国政府は正式に「中外合資経営企業法」を公布した。さらに、八〇年には中国がIMF(四月)および世界銀行(五月)(以下、世銀とする)への復帰を果たした。これらにより、中国の外資導入の環境はますます整備されてきた。

中国の外資導入の方式は、大きく言えば、(1)対外借款、(2)外国企業からの直接投資の受入れ、(3)その他(補償貿易や国際リースなど)、の三つに分けられる。中国対外経済貿易部の統計によると、一九七九〜九一年における外資導入総額は、契約ベースで一二一六億六一〇〇万ドルで、実施ベースでは七九六億二八〇〇万ドル(そのうち、対外借款は五二七億四四〇〇万ドル、直接投資の受

III 外資導入と技術導入の推進

表III-1 中国の外資導入の推移

(単位：件、億ドル)

	合 計		対 外 借 款		直 接 投 資		その他
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
契約ベース							
1979～82	949	205.48	27	135.49	922	60.10	9.89
1983	522	34.30	52	15.13	470	17.32	1.85
1984	1,894	47.91	38	19.16	1,856	26.51	2.24
1985	3,145	98.67	72	35.34	3,073	59.32	4.01
1986	1,551	117.37	53	84.07	1,498	28.34	4.96
1987	2,289	121.36	56	78.17	2,233	37.09	6.10
1988	6,063	160.04	118	98.13	5,945	52.97	8.94
1989	5,909	114.79	130	51.85	5,779	56.00	6.94
1990	7,371	120.86	98	50.99	7,273	65.96	3.90
1991	13,086	195.83	108	71.61	12,978	119.77	4.45
1979～91	42,743	1,216.61	716	639.94	42,027	523.38	53.28
実施ベース							
1979～82		124.57		106.90		11.66	6.01
1983		19.81		10.65		6.36	2.80
1984		27.05		12.86		12.58	1.61
1985		46.47		26.88		16.61	2.98
1986		72.58		50.14		18.74	3.70
1987		84.52		58.05		23.14	3.33
1988		102.26		64.87		31.93	5.46
1989		100.59		62.86		33.92	3.81
1990		102.89		65.34		34.87	2.68
1991		115.54		68.88		43.66	3.00
1979～91		796.28		527.44		233.47	35.38

(出所) 中国対外経済貿易部統計。

入額は二三三億四七〇〇万ドル)となつてゐる(表Ⅲ-1)。

中国のような、経済的基盤が弱く、技術の面でも立ち遅れている発展途上国にとっては、外国からの技術導入は国の近代化建設において戦略的な意義をもつてゐる。それは、「後発国利益」を享受して、技術面での立ち遅れ状態を改善し、産業発展のスピードを早め、また輸出競争力を高める上で、必要不可欠なこととみられてゐるからである。

中国において技術導入とは広範な内容を含んでおり、その主なものは、(1)設備(プラントおよび主要な機械・部品など)の購入、(2)工業所有権(特許、商標など)、工業設計、ノウハウなどの購入、(3)各種の技術サービス(コンサルテーション・サービス、工程技術者・管理者の教育訓練、現場指導など)の活用、(4)合作生産(協議書または契約書に基づき、特定製品の共同生産を行なうこと、組立生産や共同請負生産を含む)などが挙げられる。これは、日本の統計での「技術導入」とは大きな違いがある。精確に言えば、「技術・設備導入」になるのである。

本章では、これまでの中国の外資導入と技術導入の状況を振り返つた上で、現在の問題点と一九九〇年代における課題を探ることになつたい。

1 外資導入の成果

対外借款の拡大

対外開放以前における中国の対外借款としては、一九五〇年代の対ソ借款と六〇〜七〇年代の西側諸国からのバイヤーズ・クレジット利用および香港、マカオにおける中国銀行の外貨預金の受入れだけであった。

特に一九六〇年代後半以降から七六年秋までの間、中国には「対外借款」という言葉も「禁句」となった。これは、六〇年代初めのソ連からの借款償還強要と技術者の引揚げが中国経済に大きな打撃を与えたことにもよるが、もっと根本的な原因は「文化大革命」中の「極左路線」にあると言わざるを得ない。「自力更生」を絶対化させ、「外債も内債もない」ことを旗印とするのが、その時代の特徴であった。延払い方式が認められたのは、それが「国際的商習慣」であり、借款でなく、自力更生とは抵触しないという解釈がなされたからである。

対外開放政策を施行して以降、中国政府は積極的に対外借款を利用するという政策転換を行なった。現在、対外借款はすでに中国の最も重要な外資導入の方式となっている。一九七九年から九一年末まで、中国は累計七九六億二八〇〇万ドル（実施ベース）に及ぶ外資を導入したが、その六六％に当たる五二七億四四〇〇万ドルが対外借款である。

一九七九年以来の状況を概観すると、次のような特徴がみられる。

(1) 対外借款規模の急拡大。一九七九～八五年の間、中国の対外借款規模（実施ベース）は、年平均で三一億一三〇〇万ドルであったが、八六～九一年の間には九六億四〇〇〇万ドルと三倍以上に拡大した（表III-1）。この間、八九年に「天安門事件」などにより、一時減少（前年比三・一%減）がみられたが、それ以外は毎年増えつづけてきている。

(2) 借款方式の多様化。現在、中国の対外借款には、政府借款、国際金融機関融資、バイヤーズ・クレジット、バンクローンと債券の発行などの方式がある。金額からみて最大の比重を占めているのは、バンクローンの受入れである。一九七九年から九〇年末まで中国が受け入れたバンクローンは一九〇億ドル（実施ベース）で、対外借款総額の四一・四%を占めている。伸び率からみても、バンクローンが最も高く、八三年にわずか四五万ドルだったものが、八七年には二五億八〇〇〇万ドルに急拡大した。八八年以降は「経済調整」などによりバンクローンの受入れがある程度抑制されたが、それでも年間二〇億ドル以上の規模を維持してきた。

バンクローン受入額の急拡大は、中国の海外資金への需要の増大を反映するものであるが、国内の対外借款の自主権の拡大とも無関係ではない。一九八〇年代初めにおいて、バンクローン受入れのできる機関は、国家専門為替銀行としての中国銀行だけであったが、今では各種の専門銀行（例えば交通銀行、中信実業銀行、中国投資銀行など）および各種の国際信託投資公司も対外借款ができるようになった。

バンクローンに次ぐ借款方式は政府借款と国際金融機関融資の受入れである。この二つの方式

による借入額はそれぞれ中国の対外借款総額の二三・七%と一五・五%を占めている(一九七九〇年の実施ベース)。一九七九年十一月ベルギー政府、同年十二月日本の海外経済協力基金からの借款約束を受けてから九〇年末まで、中国はすでに二〇カ国の政府と借款協定を結んでおり、約束金額は合計約二〇〇億ドル以上に達している(そのうち、契約された金額は約一一五億ドル)。

政府借款は援助の色彩が強く、金利が低い上に償還期限も長い。そのため、中国にとっては、外国からの政府借款をより多く利用することは、借款コストと対外債務負担を軽減する上で、大きな意義をもつことである。実際は中外双方の努力により、政府借款(実施ベース)が中国の対外借款に占める割合はすでに一九七九〇年の平均二割未満から、八八〇年の三割以上に高まった。

世銀を中心とする国際金融機関の融資を導入することも中国の外資導入において重要な地位を占めている。一九八〇年五月に中国が世銀における合法的権利を回復して以来、中国と世銀との協力関係は日増しに発展しており、世銀からの融資受入額も増えつづけている。九一年六月末までに、世銀の対中融資承諾額は累計一〇六億ドルに達している。世銀を中心とする国際金融機関からの融資受入額(実施ベース)が中国の外資導入総額に占めるシェアは、七九〇年の一四・四%から、八八〇年の一七%へと拡大した。

国際資本市場で債券を発行することも、中国の外資導入の重要な方式の一つである。一九八二年一月に中国国際信託投資会社が日本で一〇〇億円の円建て私募債を発行して以来、中国の金融

機関や地方政府などは東京、ロンドン、フランクフルト、シンガポールなどの資本市場で数十件の債券を発行した。八七年には海外での債券発行による外資導入は、中国の外資導入総額の二割以上に達したが、それ以降減少しつづけたので、七九〇年の外資導入総額に占める同シェアは一一・一％となっている。

(3) インフラ施設と基礎産業への重点的使用。「第七次五カ年計画」期間（一九八六〜九〇年）では、上記の外国借款の約七割は、交通、通信などのインフラ施設と石油化学、鉄鋼、農業などの基礎産業の発展に使われていた。産業別にみると、エネルギー部門が三〇％、交通部門が一三％、原材料部門が一五％、農業部門が八％をそれぞれ占めている。そのほか、機械・電子産業、軽工業・繊維産業および科学教育分野にも外国借款が使われている。バンクローンと債券発行による資金導入の多くは輸出産業の育成に重点的に利用されている。

外国直接投資 中国において「直接投資の導入」は、合弁企業、合作経営（出資比率でな
受入れの進展 く、契約によって投資者の権利と責任を決める共同経営形式）、共同開発（海底
油田の共同開発など）と全額外資企業との四つの形態がある。

そのうち、合弁企業は一九五〇年代にも存在した形態である。ソ連と共同で「中長鉄道」、「新疆非鉄金属公司」、「大連中ソ船舶製造・修理株式会社」を設立したのは、その第一歩であった。五〇年代にはポーランド、チェコスロバキアと共同で「中国・ポーランド船舶株式会社」（五一年）、「中国・チェコスロバキア国際海運株式会社」（五九年）を、六〇年代にはアルバニア、タン

ザニアとの合併で「中国・アルバニア船舶株式会社」(六二年)、「中国・タンザニア共同海運公司」(六七年)を設立した。しかし、六〇年代初めの中ソ関係および七〇年代後半の中国・アルバニア関係の悪化により、これらの合併企業の大部分は中止を余儀なくされた。

一九五〇～六〇年代における中国と外国との合併事業は、社会主義諸国を主な対象としたもので、数が少ない上に法的制度もなかったため、中国の経済発展に大きなインパクトを及ぼさなかったのが事実である。

一九七八年末の中共第十一期三中全会が「対外開放」の政策を確立してから、特に翌年七月に「中外合弁経営企業法」が公布されて以来、中国の外国直接投資の導入は、「対外開放」政策の重要な一環として本格的に軌道に乗せられた。七九年から九一年までの十三年間で、中国の外国直接投資の導入は多大な成果を上げた。

(1) 直接投資導入規模の急拡大。一九七九～九一年の累計契約額は五二三億三八〇〇万ドル、累計認可件数は四万二〇二七件にのぼっている。七九～九一年の実施金額は累計二三三億四七〇〇万ドルとなっている(表III-1)。中国国家工商行政管理局の統計によると、九一年末現在、外資系企業は三万七一八九社、そのうち、合弁企業が二万二七九一社、合作経営企業が八四九七社、全額外資企業が五九〇一社となっている。

この十三年間の推移をみると、導入規模の拡大傾向がはっきりみられる。特に一九八〇年代半ばごろから導入件数と金額は急速な増大を示している。八八～九一年の四年間の契約件数と契約

金額は、それぞれ七九年以来の十三年間累計の七六・一%と五六・三%を、実施金額では同六一・八%を占めている。

一九七九年からの十三年間には二つの高揚期があった。その第一回は八四〇八五年で、第二回は八八年であった(表III-1)。七九〇八三年における年間契約数は数百件にすぎなかったが、八四年には一挙に前年比約三倍増の一八五六件になった。契約金額と実施金額も前年比五割またはそれ以上の伸び率を示した。八五年の契約件数と契約金額はまたそれぞれ前年比六六%増と二・二倍増になった。

一九八四〇八五年の急増の反動もあって、八六年には契約件数と契約金額とも前年より半減した。しかし、「外国投資奨励に関する規定」(八六年十月)の公布・施行など中国の投資環境の改善によって、八八年には再び高揚期を迎えた。

同年の契約件数と契約金額は、それぞれ前年比二・七倍増と四三%増となっている。

一九八九年には「天安門事件」などの影響により、契約件数は前年比少々減少したが(契約金額と実施金額は減少しなかった)、九〇年には再び

資導入

(単位：億ドル)

カオ	米 国		
	借 款	直接投資他	合 計
合 計			
4.90	0.17	0.83	1.00
7.54	0.30	2.56	2.86
10.16	0.24	3.57	3.82
15.73	0.81	3.26	4.07
20.91	2.74	2.71	5.45
31.09	0.35	2.44	2.79
29.13	1.06	2.88	3.94
24.32	1.35	4.61	5.96
29.25	1.13	3.31	4.44
173.03	8.15	26.17	34.33
25.8	1.9	10.4	5.5

III 外資導入と技術導入の推進

拡大軌道に回復した。九一年の認可金額は一一九億七七〇〇万ドルにものほり、前年比八一・六％増で、実施金額は四三億六六〇〇万ドルで、同二五・二％増であった。

(2) 対中投資国・地域の拡大。当初段階において投資者は香港・マカオを中心に十数カ国・地域にすぎなかったが、現在では六〇カ国・地域以上に拡大した。そのうち、香港・マカオからの投資が一番多く、中国大陸の直接投資導入総額の半分以上を占めている。以下、米国、日本、欧州の順となっているが、実施ベースでみれば日本からの投資は一九八八年より米国を超えている(表III-2)。また、近年台湾からの投資が大幅な増加をみせ、九一年にはすでに日本や米国を超えて香港・マカオに次ぐ第二位と上昇した。

(3) 投資構造の改善。初期の段階においては、外国の投資はホテルなど第三次産業に集中して

表III-2 主要国・地域からの外

	日 本			香 港 ・ マ	
	借 款	直接投資他	合 計	借 款	直接投資他
1983	7.69	1.86	9.55	0.18	4.73
1984	8.47	2.25	10.72	0.06	7.48
1985	12.76	3.15	15.91	0.61	9.56
1986	26.34	2.63	28.98	2.44	13.29
1987	25.93	2.67	28.60	2.82	18.09
1988	27.56	5.98	33.54	6.81	24.28
1989	25.95	4.08	30.03	5.71	23.42
1990	25.00	5.20	30.21	3.13	21.18
1991	12.85	6.10	18.94	2.63	26.62
1983~91合計	172.55	33.92	206.48	24.39	148.65
(シェア,%)	41.0	13.5	30.7	5.8	59.2

(注) シェアは、中国の同項目外資導入全体に占めるシェア。

(出所) 中国対外経済貿易部編『中国対外経済貿易年鑑』他。

いた。これは、中国の投資環境の改善や観光産業の発展に寄与するものと思われるが、中国の外国直接投資導入の目的（資金、生産技術および管理方法の同時導入）からみれば、決して望ましいこととはいえない。

中国の投資環境の改善や政府の投資誘致政策の調整（生産的投資、特に先進技術分野と輸出指向分野への投資に対する重点的奨励）により、外国の対中投資構造はますます改善をみせている。中国対外経済貿易部の統計によると、一九八五年には観光ホテル建設への投資は全投資金額（認可ベース）の約三分の一を占めていたが、八八年にはその比重は六・七％へと急激に縮小した。その反面、生産的プロジェクトの比重は、八八年より九〇％以上を占めるようになった。そのうち、先進技術産業と輸出産業への投資は特に増加率が高い。また、広東省をはじめ沿海地区においては、外国直接投資の大型化傾向も見受けられる。

投資環境の改善

ここ数十年間において中国の外国直接投資導入が比較的大きな成果を上げたのは、中国の投資環境の改善によるところが多いといえる。他方、外国からの直接投資の拡大は中国の投資環境のさらなる改善に対しても促進的な役割を果たしている。各地方政府を含む中国政府は、外国からの直接投資をより多く誘致するため、投資環境の改善に多大な努力を払ってきている。その現われとして、まず法的制度の整備が挙げられる。一九七九年七月に「中外合弁経営企業法」が公布・施行されてから、九一年末まで中国全人代（国会）と國務院によって公布された涉外経済法律・規定は二〇〇件以上に達し、各官庁と地方政府も一連

の規定を制定・公布した。現在、中国はすでに二九カ国との間で投資保護協定を、三二カ国との間で二重課税防止協定を結んでいる。

上述の法律・規定の中で、一九八六年十月に公布された「外国投資の奨励に関する規定」（いわゆる「二二カ条」）は、特別な意義をもっている。この「奨励規定」と十数種に及ぶ実施細則は、中国の投資環境の改善を重点として求めるものである。その内容は、従来の租税措置以外に労務費用と土地使用費の低減、再投資への奨励、外資系企業の生産・経営に関する外部的条件の保証および行政処理効率の向上など広範囲なものが含まれている。この「奨励規定」は、また業種を区別して、製品輸出企業と先進技術企業に対して特別の優遇措置を採用することとなっている。

これを受けて、中国各省・直轄市・自治区は多くの具体的な措置と補充規定を制定・公布した。これらの措置・補充規定には、製品輸出企業と先進技術企業の認定、各地方政府の指導者を長とする「外資工作指導小組」の設立、共同事務所などの設置による外国投資における諸問題のタイムリーな処理と解決、外国投資に関する「一本化された窓口」の設置と各種審査・認可手続きの集中的処理、外国投資企業に対する物資設備行政サービスセンターの設置、製品輸出・先進技術企業に対する特殊な固定資産償却制度の実施、外資企業に対する短期運転資金およびその他の必要な信用資金の優先的提供、水・電力、ガスなど国内統一配分物資の優先的供給ならびに中国国营企業向けの費用標準による費用徴収、地方所得税など地方税の減免措置などが含まれている。

一九八八年以降においては、中国政府はより多くの外国企業を誘致するため、また一連の新措

置をとった。例えば、土地使用権の有償譲渡の許可、保税区の設置、「経済特区」および上海浦東への外国銀行進出の認可などがそれである。法制度の面においては、九〇年四月第七期第三回全人代に認可された「中外合弁経営企業法」の修正案が注目されている。

この修正案は、合弁企業における取締役会会長の人選、合弁期限および合弁企業の国有化などの内容を修正したことにより、外国投資家をもっと安心させ、外国投資構造の改善を促進する上で重要な意義をもつものとみられている。

外資導入の効果

中国の外資導入の狙いは、国内資金不足の解消、外国の進んだ技術および管理方法の吸収を通じて、経済の「近代化」の達成を早めることにあるが、これまでの状況からみれば、すでにかんがりの効果を上げているといえる。

(1)資金不足の補充と産業発展の促進。第六次五カ年計画期間（一九八〇～八五年）に、中長期対外借款が全人民所有制企業の固定資産投資総額に占めるシェアは六%であったが、第七次五カ年計画期間（八六～九〇年）には同シェアは一〇%まで上昇した。一九七九～九〇年の間において中国が受け入れた外国からの直接投資は一〇〇〇億人民元にのぼり、九〇年の中国の全社会固定資産投資の二二・五%に相当している。

この十余年間には、中国が外国の中長期借款を利用して二〇〇余りの重点プロジェクトを建設した。これによって、中国の交通や通信施設の整備、エネルギーおよび鉄鋼、化学、農業など基礎産業の生産能力の増強に大きく寄与した。

他方、外資企業の設置も中国の産業発展においてますます大きな役割を果たすようになっていゝる。特に外資企業が集中している沿海地区では、外資企業の経済発展への寄与率が最も高い。例え、一九九〇年における沿海地区の工業生産増加分のうち、外資企業による部分は三分の一を占めている。福建省の工業生産増加分のうち、同シエアは半分以上にも達している。

(2) 対外貿易、特に輸出貿易発展の促進。アジア N I E S の経験に示されたように、外資導入による外資企業の設置は、輸出競争力と輸出供給能力の増強を通じて輸出貿易の発展を促進することができゝる。中国の輸出貿易に占める外資企業製品のシエアも一九八五年代半ばの二%前後から、九一年の一六・七%に拡大した(表II-6参照)。沿海地区においては、同シエアは二割前後にも達していると思われゝる。九〇年における沿海地区の輸出貿易増加分のうち、外資企業製品の増加による部分は実に三分の一となつてゝいる。

また、外資企業の設置に伴う機械設備および中間財の輸入増加への促進効果、対外借款による基礎施設や基礎産業建設の輸出入貿易拡大への寄与も見逃せないのである。

(3) 企業の技術水準と管理水準向上の促進。外国からの直接投資の受入れは、中国企業の技術水準と管理水準を向上させ、また技術や管理に係る人材を養成する上で重要な役割を果たしている。

(4) 税収と雇用の拡大への寄与。中国における外資導入の歴史はまだ浅いが、しかしすでに税収および雇用の拡大に貢献している。一九九〇年には、「外資企業」からの税収は、前年比四五・八%増の四三億五〇〇〇万元に達している。同年末操業に入つた一万四〇〇〇社の「外資企業」に

雇用されている職員・労働者数は二〇〇万人以上と推定されている^⑤。もし沿海地区で委託加工・補償貿易に従事している職員・労働者を入れると、外資による雇用の確保人数は少なくとも四〇〇万人という計算になる。

(5) 経済改革の促進。中国経済改革の目標の一つは、経済運行メカニズムを今までの高度集中的な計画経済体制から、「市場と計画を結びつけた」ものへの転換とされているが、市場メカニズムがよく働く外資企業の設置と発展は中国経済の市場化への刺激が大きいものとみられている。特に政府管理機能の転換、投資・物価・労働・賃金諸制度の改革および各種市場の育成などの面においては、外資企業の設置とその誘致策の実施は、大きな促進力となっているのが現状である。

2 技術導入の拡大

新しい高揚期を迎え 中国の技術導入の歴史は、中共第十一期三中全会（一九七八年末）を境に「対る 技術導入 外開放」政策が確立される以前とそれ以降の二つの段階に分けることができる。しかし、技術導入は外資導入とは違って、「対外開放」以前とそれ以降との間で、はっきりと一線を画すことができない。

外資導入（対外借款と直接投資の受入れ）の場合、「対外開放」以前においては、一九五〇年代を

III 外資導入と技術導入の推進

除いて空白状態にあつたといえるが、技術導入については「対外開放」以前から継続的に行なわれており、五〇年代と七〇年代には高揚期ともいえる時期さえあつたのである。

一九五〇年代の技術導入の高揚期においては、中国はソ連と東欧諸国から二七億ドル、四〇〇余件の技術・設備を導入した。第一次五カ年計画期間（一九五三～五七年）の一五六の重点プロジェクトがその主な内容で、業種からみると、冶金、機械、自動車、石炭、石油、電力、電信、化学と一部の軍事プロジェクトに及んでいた。

一九七〇年代に入つて、中国の対外関係の発展（中日、中米の国交回復）に伴い、中国の技術導入はまた高揚期を迎えるようになった。技術導入が再開された七二年から七七年まで、中国は相次いで日本、西独、英国、フランス、オランダおよび米国内など十数カ国から二二三件（三二億ドル）の技術・設備を導入した。その主なものには、大型化繊プラント、石油化学装置、データ処理装置、一・七メートル圧延機、発電設備および採炭機などがある。

表III-3 中国の技術導入の推移

(単位：件、億ドル)

	契約数	契約額		契約数	契約額
1979	95	24.85	1986	744	44.55
1980	115	17.53	1987	581	29.53
1981	73	1.16	1988	437	35.49
1982	102	3.62	1989	328	29.23
1983	219	5.62	1990	232	12.70
1984	322	9.50	1991	359	34.59
1985	832	31.76	1979～91合計	4,439	280.13

(出所) 1988年以前の数字は、『当代中国対外貿易』下巻、163ページ。88年以後は、『中国対外貿易年鑑』各年版。

一九七八年末に開かれた中共第十一期三中全会は、「対外開放」政策の実行を正式に決定し、特に「世界から先進的な技術と設備を導入するよう努力しなければならない」ことを強調した。

「対外開放」政策を実行して以来、中国の技術・設備導入は急拡大を示した。中国対外経済貿易部の統計によると、一九五〇年から九一年末までに、中国の国家計画による技術・設備導入は五〇〇〇件以上、約三四七億ドル（契約ベース）となっているが、そのうち、七九〜九一年の導入分についてみると四四〇〇余件、二八〇億ドルにも及んでいる（表Ⅲ-3）。つまり導入の件数と金額からみれば、この十年余りの実績は過去三十年よりもはるかに大きいのである。中国輸入総額における技術・設備輸入の順位も七九年の第三位から、八〇年代半ばの第二位、八〇年代後半には第一位へと急上昇した。

業種別に見ると、機械・電子産業と軽工業・繊維産業が重点であった。ここ十数年間の成約総額においては、機械、電気、電子、通信部門が約三分の一、軽工業と繊維産業が三分の一以上の比重を占めている。その他、石油化学や冶金産業にもかなりの技術・設備が導入された。この十数年の間、中国政府は技術導入の重点を、新設プロジェクトから既存企業に対する技術改造へ転換する

状況

(単位：件、100万ドル)

リア	英 国		フランス		
	件 数	契約額	件 数	件 数	契約額
239	92	112	58		461
256	36	422	23		1,150
213	30	117	31		296
815	31	437	31		576
687	0	0	15		374
61	13	43	9		23
353	21	344	35		194
2,624	223	1,475	202		3,074
11.1	5.5	6.3	4.9		13.0

III 外資導入と技術導入の推進

政策をとっている。そのため、各部門・地方はさまざま
な外貨資金を利用して、既存企業の技術改造をはかるた
めの技術導入を行なってきた。このような技術導入はす
でに中国の技術導入全体に大きなシェアを占めている。

導入先については、多様化傾向がみられる。一九七八
年には一四カ国・地域にすぎなかった供給相手は、八〇
年代後半には三〇数カ国・地域に拡大した。それらは、
西欧諸国、日本と米国など先進国以外に、旧ソ連や東欧
諸国も入っている。しかし、成約額に占める比重からみ
れば、西側先進国が最大の供給先となっている。そのう
ち、日本、米国、フランス、西独、イタリアと英国が七
割以上（八一〜九一年成約金額ベース）を占めている（表III
-4）。

技術導入の新特徴

「対外開放」以降における中国の
技術導入は、単なる規模の拡大を
みせただけでなく、導入方式、法制度の整備、導入資金
の多様化および技術輸出への発展などの面において新し

表III-4 中国の国別技術導入

	日 本		米 国		旧 西 独		イタ
	件 数	契約額	件 数	契約額	件 数	契約額	件 数
1981~85	338	1,207	319	1,225	267	1,051	96
1986	175	787	169	657	108	211	48
1987	138	706	119	673	109	289	47
1988	81	272	101	256	66	419	26
1989	52	203	59	114	46	430	20
1990	43	92	34	322	40	133	17
1991	63	269	54	135	54	265	28
1981~91	890	3,536	855	3,382	690	2,798	282
比重(%)	21.8	15.0	20.9	14.4	16.9	11.9	6.9

(出所) 表III-2に同じ。

い特徴も呈している。

(1) 導入方式の多様化。いままでの中国の技術導入は、ほとんどコンプリート・プラント導入という形をとっていたが、「対外開放」以降には、製造技術を中心とするライセンス貿易、技術サービスおよび合作生産などの導入方式も加わってきた。対外経済貿易部の統計によると、一九八〇年において国家計画による技術・設備導入契約のうち、技術ライセンス、技術サービスと合作生産などの契約数が契約総件数の半分以上を占めている(表III-5)。

また、技術導入契約額を「設備費用」(ハードウェア)と「技術費用」(ソフトウェア)との二つの部分に分けてみた場合、「技術費用」が占める比重は一九七八年の一・三%から、八一〜九一年の一四・八%まで上昇している。

の状況
(単位：件，100万ドル)

テイング	合作生産	
	件数	契約額
25	70	556
12	34	136
10	25	510
28	10	10
6	11	7
5	12	538
4	8	53
90	170	1,810
0.4	4.2	7.7

この数字は全国平均の数字であるが、部門と地方によつては、もっと高い比重を占めるケースもみられる。例えば、一九八七年において機械委員会、冶金工業部、化学工業部、軽工業部と電子工業部による導入契約のうち、「技術費用」の平均比重は三〇%以上になつており、高いところは四一%にも達した。地方については、技術レベルの高い上海、北京と遼寧省などの技術・設備導入契約額のうち、「技術費用」がだいたい二〇〜三〇%を占めている。

III 外資導入と技術導入の推進

表III-5 中国の方式別技術導入の状況

	プラント・設備		技術ライセンス		技術サービス		コンサル
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
1981~85	608	3,380	582	558	89	404	49
1986	328	3,652	305	419	46	236	31
1987	267	2,098	235	351	30	16	24
1988	208	3,019	169	477	27	14	19
1989	194	2,724	96	148	13	38	14
1990	105	498	101	226	5	3	9
1991	217	2,911	116	478	10	13	8
1981~91	1,927	18,282	1,607	2,657	220	724	154
比重(%)	47.2	77.6	39.4	11.3	5.4	3.1	3.8

(出所) 表III-2に同じ。

その反面、契約総額に占めるプラント・設備の比重は、対外開放以前よりかなり低下した。全国平均水準からみると、一九八一〜九一年のそれは七七・六%であったが、年によつては七割またはそれ以下に下がったこともある(表III-5)。

(2) 技術貿易に関する法制度の整備。外国からの技術導入をスムーズにするため、中国政府はここ約十年の間、技術貿易に関する法律・規定を数多く制定・公布した。そのうち、重要なものとして、「商標法」(一九八三年)、「特許法」(八四年)、「涉外経済契約法」(八四年)、「技術導入契約管理条例」(八五年)、「技術導入契約管理条例の実施細則」(八五年)、「著作権法」(九〇年)などがある。

中国はまた一九八〇年から相前後して世界的所有権保護機構(WIPO)、「工業所有権保護に関するパリ条約」、「商標登録に関するマドリッド協定」に加入した。いまは世界的所有権保護機構などとの間で「ネパールの文学芸術作品保護公約」や「世界版權公約」への中国の

加入問題について協議を行なっている。中国は「IC回路設計的所有権国際保護条約」への加入をも検討している。これらは、中国の技術導入が国際慣例に合う法的軌道に乗せる上で重要な意義をもつことといえる。

(3) 導入用資金の外資利用と導入「窓口」の多様化。いままで中国の技術・設備導入に当たり、バイヤーズ・クレジットを利用したケースも一部あったが、しかし基本的には技術導入用資金として自国の外貨を使っていたのである。対外開放政策を施行してからは、技術導入用資金がますます多様化されている。中央政府資金以外に、「地方外貨」と「企業自己外貨」が加わっているばかりでなく、外国の資金も多く利用するようになった。

対外経済貿易部の統計によると、一九八〇年代における重要な導入案件のうち、世銀融資、政府借款、混合借款やコマーシャルローンなど外資を利用したものが大半を占めている。八八〜九〇年においては、導入契約額のうち、外資利用によるものの比重は四分の三近くに達している。

対外開放政策の施行を境に、中国の技術・設備導入の「窓口」も多様化されている。「対外開放」以前には、中国における技術導入の「窓口」は、対外貿易部に所属していた「中国技術輸入総公司」だけといっていたほどであった。経済体制の改革と対外開放の進展に伴って、一部の部門・地方と大型企業も所定の範囲で自主的に技術・設備導入を行なうことができるようになった。

(4) 一方的導入から輸出入を含む技術貿易への発展。対外開放以前には、中国における技術貿易は輸入だけの一方的なものであって、技術輸出は、対外経済援助に伴うものしかなかった。対外

開放政策の施行や対外経済援助政策の調整により、中国における技術貿易は技術輸出をも含む全面的なものになっている。

対外経済貿易部の統計によると、一九八一年から九〇年までに、技術ライセンス、技術サービスおよびプラントを含む中国の技術輸出は、累計六七九件、二二億四〇〇万ドル（契約ベース）に達した。技術輸出の内容も、最初の農業技術中心から、多業種へ、伝統的な技術から比較的先進的な技術へと多様化されている。輸出先はすでに約四〇カ国・地域に及んでいる。その中心は発展途上国であるが、米国、日本やドイツなど先進国にも輸出している。

中国の技術輸出はまだ初歩的な段階にとどまっているが、しかし、その発展のスピードは非常に速い。第六次五カ年計画期間（一九八二～八五年）には、累計四〇件、四四六〇万七〇〇ドル（契約ベース）しかなかったが、第七次五カ年計画期間（八六～九〇年）には、累計六三九件、二二億ドルへと急拡大した。そのうち、八九～九〇年だけで四四八件、一九億二〇〇万ドルとなっている。

経済発展に対する寄与

ここ十数年における技術導入は、多面にわたって中国の経済発展に寄与した。

(1) 中国の産業技術レベルを高め、工業生産能力を増強したこと。例えば、機械産業では技術導入を通じて、四〇〇余の重点企業の技術レベルを世界的先進レベルにアップさせ、約五〇〇〇種類の製品を一九七〇年代末または八〇年代初め頃のレベルに倒達させた。つまり四～五年間と

いう短期間で約二十年の技術差を縮めることができたのである。⁽¹⁰⁾

電子工業部門では、第七次五カ年計画期間（一九八六～九〇年）において一七〇〇件ののぼる重点技術・設備を導入したことにより、全国の約半分の電子企業が改造され、電子部品、大規模集積回路（LSI）、コンピュータなどの分野の技術・性能および生産能力が著しく増強された。第六次五カ年計画と第七次五カ年計画期間における中国の電力、石炭、港湾、鉄道や通信などの生産能力の向上および関連施設の整備も、技術・設備の導入に負うところが大きかった。また、素材産業においては、上海宝山製鉄所を始め多くの重点鉄鋼企業が技術・設備導入を通じて、採掘、製鉄や圧延などの技術レベルをアップさせたので、これまで国内供給不足の状態にあつた資材の輸入依存度は大きく低下した。

(2) 導入技術の消化・吸収を通じて、国内の技術開発能力を向上させたこと。技術導入とその消化・吸収を国産化と結びつけることが、中国政府と企業の技術導入における重要方針となっており、この十数年、特に一九八〇年代後半において比較的大きな成果を上げた。例えば、技術導入により生産された三〇万キロワットと六〇万キロワット発電設備の国産化率はすでに八〇％以上、採炭設備、大型化学肥料製造設備のそれはそれぞれ八五％と八〇％に達している。

電子産業においては、導入技術の消化・吸収と革新を通じて、約五〇〇〇種類の国産製品を市場に出している。現在、カラーテレビの国産化率（ブラウン管を除く）は八五％、NC工作機械のそれは六〇％となっている。⁽¹¹⁾

(3) 輸出貿易の発展を促進したこと。技術導入の輸出貿易発展へのインパクトは、二つの面に現われている。一つは、輸出品のコストダウンや品質の改善などを通じて競争力を高めることで、いま一つは輸出商品構造の改善である。

第七次五カ年計画期間（一九八六～九〇年）において中国の輸出規模（ドルベース）の倍増が実現できたのは、主に軽工業・繊維製品と機械・電子製品の輸出拡大によるものとみられている。この両者の輸出拡大を支えた要因の一つは、技術導入による既存企業の技術改造にほかならない。

3 一九九〇年代の課題

一九九〇年代における 一九九〇年代における中国の外資導入の内外環境には、有利な面と厳しい外資導入の内外環境 面とが併存している。八〇年代において中国の外資導入の三分の二以上を占めていた対外借款をとつてみると、その有利な面として、十余年に及ぶ外資導入を通じて、すでに相当の経験を積み、対外借款に関する正式なシステムと管理制度も整備されつつあること、輸出と貿易外の外貨収入の増加により、対外償還能力が増強されたことなどが挙げられる。

中国の対外債務構成と返済能力からみれば、一九九〇年代においても大きな借入能力が潜んでいるといえる。統計によると、九一年六月末までの中国の対外債務残高は五二五億八〇〇〇万ド

ルで、そのうち、中長期的なものは約九〇%を占める四七二億四〇〇〇万ドルとなっている。債務返済比率（デット・サービス・レシオ）年々の元利償還額を輸出など受取り外貨額で割った数値）は、国際的警戒ラインをはるかに下回っている八・五%である。¹²⁾

しかし、一九八〇年代と比べると、九〇年代における中国の対外借款の環境は、厳しさを増すものとみられている。

まず国際的には、一九九〇年代に入ってから、湾岸戦争後の中東地域の再建、旧ソ連・東欧の急変などにより、国際的な資金需要が急増するなかで、対外借款をめぐる競争はますます激化しているのが現状である。

中国国内の環境に目を移すと、現在の中国の対外債務は健全な状態にあるものの、その増加スピードの速さが問題とされている。一九八六〜九〇年の間で、中国の対外債務の年平均増加率は二〇%以上にも達し、同期の実質国民総生産と貿易および貿易外外貨収入のそれぞれ一〇%と一・九%）よりずっと高いのである。人民元の切下げもあって、対外債務の対GNP比率は急速に高まっている。これを背景に、中国の対外債務の規模が、いよいよ限度にきているとの意見も多くの専門家から出されるようになった。¹³⁾

直接投資の受入れをめぐる内外環境は、対外借款のそれよりかなり良いとみられる。特に国内環境では、経済の持続的高成長、市場の拡大および投資環境の改善により、中国が世界的に有力な投資先として、ますます外国投資家から注目されるようになってきている。また現段階では、外資

企業による生産高の国民経済全体に占めるシェアがまだ非常に低く、沿海地区以外の多くの地区には、外国直接投資導入が始まったばかりといえる状態なので、その潜在力は非常に大きい。

国際的には、日本など先進国およびアジア NIEs は、産業構造の調整に迫られて、引き続き製造業の対外直接投資を拡大させていくと予想される。そのうち、台湾の対大陸投資は一九九〇年代において大きな伸び率を示すものとなる。

一方、厳しい面としてまず挙げられるのは、資金需給逼迫下で直接投資誘致をめぐる国際間の競争の激化である。日本貿易振興会の調査では、一九八〇年代、特にその後半に激増しつづけた世界対外直接投資は、九〇年に入ってから低迷傾向をみせている。前年比の増加率からみれば、九〇年は前年の二三・七%増から大きく鈍化し、四・六%増にとどまった。九一年には、世界対外直接投資の約九割を占める一一カ国・地域の総投資額をみると、横ばいで推移している⁽¹⁾。

他方、外資導入、特に直接投資の導入を通じて、自国の経済発展を促進しようと積極的に外資優遇策をとっている発展途上国がますます増えている。東南アジア諸国は早くからそうであったが、最近ではインドシナ、「独立国家共同体」(CIS)や東欧の諸国も加わったのである。

中国国内には「改革・対外開放」の拡大に伴って、外国企業からの直接投資を受け入れる能力はますます増大していくと思われるが、しかし、制約条件の存在も否定できない。国内人民元資金の不足がそれである。推計によると、合併企業を興す場合、一ドルの外貨を導入するためには、中国側の出資やインフラの整備資金として、その三倍に当たる人民元を投入しなければならぬ。

中国にとつて、国内の資金不足が、一九九〇年代においても依然として大きな問題となりつづけると思われるが、これは外国からの直接投資受入れにも障害をもたらし兼ねないであろう。

求められる外資 前述の内外環境のもとで、一九九〇年代における中国の外資導入は、量的**導入の構造調整** 拡大と構造の調整との両方が必要とならう。そのうち、構造の調整は量的拡大にもつながっているから、最も重要な課題といえる。「構造調整」の内容は、以下の諸点を含むべきである。

(1) 直接投資のシェアを高めること。一九八〇年代における中国の外資導入は、対外借款を中心として進めてきたといえる。七九〇九一年における外資導入総額のうち、対外借款が三分の二以上を占めており、直接投資の占めるシェアは三分の一にも達していなかったのである。

一九九〇年代においては、対外借款をめぐる内外環境が厳しくなっていること、国内投資環境の改善により、外国の直接投資を受け入れる可能性が増大したことなどの理由で、外資導入の重点を対外借款から直接投資へと転換すべきであろう。

実際には、契約ベースでみる直接投資の外資導入総額に占めるシェアは、すでに一九八九年から対外借款を上回るようになった。つまり、対外借款のシェアは八八年の六一・三%から、八九年の四五・二%へと低下したのに対して、直接投資のそれは三三・一%から四八・八%へと上昇した。九一年には、前者のシェアは三六・六%へとさらに低下し、後者は六一・二%にも達している(表Ⅲ-6)。こうした情勢からみれば、実施ベースでも直接投資のシェアが対外借款を上回る

III 外資導入と技術導入の推進

のは、そう遠くないと思われる。

対外借款から直接投資への重点転換は、決して対外借款をおろそかにしてもよいことを意味するものではない。特に「金利などの条件の有利な国際金融機関融資および二国間政府借款を獲得して、農業、林業、水利、エネルギー、交通、重要素材、環境保全などのプロジェクトに重点的に用いる」(「一〇カ年計画と第八次五カ年計画の要綱」より)ことは、依然として一九九〇年代における中国の外資導入の重要課題となっている。また、対外債務管理の強化による債務規模のコントロールと使用効率の向上も求められている。

(2) 外国からの直接投資の構造を改善すること。中国の直接投資導入は、過去十数年間において大きな成果を上げたものの、改善すべき点も少なくないものである。特に投資構造には問題が多い。近年では、ホテルなどサービス業への偏重の問題は、すでに解

表III-6 中国の外資導入構成の変化

(%)

	対外借款	外国企業投資		合計
		直接投資	その他	
1979~83	62.8	32.3	4.9	100.0
1984	40.0	55.3	4.7	100.0
1985	35.8	60.1	4.1	100.0
1986	71.6	24.1	4.2	100.0
1987	64.4	30.6	5.0	100.0
1988	61.3	33.1	5.6	100.0
1989	45.2	48.8	6.0	100.0
1990	42.2	54.6	3.2	100.0
1991	36.6	61.2	2.3	100.0
1979~91	52.6	43.0	4.4	100.0

(出所) 『中国対外経済貿易年鑑』より算出。

決できたとはいえるが、政府が勧奨している先進技術型および輸出型の投資はまだ低いシェアしか占めていないのが実情である。

対外経済貿易部外資局が四〇〇〇余社の外資企業を対象として調査した結果、技術先進型企業の占めるシェアは六%しかなかった。¹⁵⁾これと関連して、一件当りの投資規模が小さすぎることも問題の一つとなっている。

第七次五カ年計画期間（一九八六〜九〇年）においては、中国の受け入れた外国直接投資の一件当り金額は平均で三〇〇万ドル以下であった。一九九〇年には、それがさらに二〇〇万ドル未満と低下した。これは、世界的に先進技術とその開発能力を、比較的多くもっている多国籍企業を中心とする大企業の対中投資がまだ少ないということの証拠といえる。

対外経済貿易部外資局の調査からは、外資企業の輸出比率（総生産額に占める輸出向けのシェア）は契約上の規定よりはるかに低く、平均で二割未満であることもわかった。調査対象となっている四〇〇〇余社のうち、「輸出型企業」が占めるシェアは一七%¹⁶⁾しかなかった。

「一〇カ年計画と第八次五カ年計画の要綱」には、「国の産業政策に従って投資対象を適切に誘導し」、「輸出・外貨獲得型、先進技術型および既存企業の技術改良を早めるプロジェクトを多くすること」が、外資導入の構造改善の目標として掲げられているが、直接投資の受入れに関して、「輸出型・先進技術型および既存企業の技術改良に寄与するもの」を重点的に勧奨すべきである。特に沿海地区の直接投資導入に際しては、こうした構造転換を重要課題としなければならない。

ないと思われる。

政府の産業政策によると、農業、エネルギー、交通および他の基礎産業やインフラ部門が重点的に強化すべき分野となっている。しかし、これらの部門は大量の投資が必要で、また投資周期が長いという特徴があるため、外国の民間企業が進出しにくいとみられている。これらの分野においては、むしろ対外借入を重点的に投入すべきであろう。

広東省の例では、外国企業の直接投資を、電力、港および高速道路など基礎産業・施設の建設に誘導することも可能であるが、しかし、それは国外からの直接投資がかなりの規模に達すること、基礎産業・施設建設に関する経済管理体制を徹底的に改革することなどを条件としている。いまの段階では、沿海地区を含む多くの地区は、それらの条件を備えているとは思えないのである。

外国直接投資の構造を調整する面で、もう一つの課題は、外資企業の新設より、中国の既存企業を改造・利用する、いわゆる「嫁接」(接木)方式の採用である。この方式は、中国側の資金不足による制約を解消できるばかりでなく、国営企業の活性化にもつながるとみられている。試算によると、「嫁接」方式をとるなら、外国企業と合弁企業を新設する場合より、中国側の資金投入は半分ぐらい節約できる¹⁷⁾。

(3)外国直接投資の地域的分布構造を改善すること。過去十余年間における中国の外国直接投資導入の九割以上は沿海地区に集中しており、その他の地区のシェアは一割未満であった認可、実

施ベースとも)。特に広東省と北京、上海、天津の四つの省(市)は、実にその三分の二を占めている。

沿海地区は、一九九〇年代においても中国における外国直接投資導入の重点地区となりつづけられると思われる。しかし、沿海地区と非沿海地区の格差の過度な拡大を防止するため、後者への直接投資を増やすような政策もとらなければならなくなるであろう。そのうち、まず考えられるのは、輸出振興策と同じように、いまの地域別の投資優遇策から、業種別の優遇策へと徐々に転換することである。

現在、中国の対外開放は、「沿海」地区から、「沿江」(揚子江)と「沿辺」(辺境)地区へとますます拡大している。中国政府は、「沿江」と「沿辺」地区の対外開放を促進するため、すでに「沿江」と「沿辺」の一部の都市に対して、「沿海」地区並みの外資優遇策の実行を認めるようになった。これは、外国直接投資の地域的分布構造の改善につながるとみられている。

(4)新しい外資導入方式を探ること。これまで中国の外資導入の方式は、基本的には対外借款と直接投資の受入れとの二種類である。一九七九〜九一年における外資導入総額(契約ベース)のうち、この二種類の方式による部分のシェアは、実に九五・六%に達している。

対外開放の拡大に伴って、外資導入の新しい方式の採用も求められるようになった。そのうち、諸外国でよく使われる「証券投資」(間接投資)が重要視されている。

中国において「証券投資」を導入する方法は、「B種株」と呼ばれる人民元の「特種株」の発行

である。一九九二年一月下旬、上海市の企業は率先して外国人および華僑を対象に、外貨支払いの人民元建ての「B種株」を香港と上海で発行した。これは、いまだ試験的段階にとどまっております、これからも試行錯誤が予想されるが、中国の外資導入の一つの新しい方式として注目し値するものといえよう。

投資環境の 外国直接投資の受入れが、一九九〇年代における中国の外資導入の重点にさらなる改善 となると予想されるが、その成功のカギを握るのは、投資環境のさらなる改善にほかならない。

いくつかの調査によると、中国の投資環境に対する外国投資家の不満は、交通、通信などのインフラ（社会的基本施設）の問題のほか、主にいわゆる「ソフト」の面に集中している。例えば、製品輸出比率と外貨バランスに対する要求が高すぎることで、技術移転に対する期待が強いが、その価値に対する評価は低いこと、審査・認可などの手続きが複雑すぎることで、意思決定に必要な情報が少ないこと、中国国内での資金、原材料および部品の調達に難しいこと、合併企業に対する中国行政部門の介入が多過ぎることなどが、それである。

これらの諸問題は、さまざまな要因によるものとみられるが、その主なものは次の四つが挙げられよう。

(1) 対中投資に対する外国投資家と中国側との思惑が異なること。外国投資家の対中投資の狙いは、業種あるいは企業によって違っているが、なによりも中国の巨大な市場に注目する投資

が多いようである。その他は、中国の国内資源と廉価な労働力の利用などが挙げられている。これに対して、中国側の外資企業への期待は、主に技術移転と輸出拡大の促進に集中している。このような中外双方の思惑のギャップが、多くの矛盾を生む重要な原因とみられている。

(2) 中国の市場経済の未発達。ここ十余年間にわたる経済改革により、中国経済の市場化は着実に進められているが、「多重価格」の存在、労働・金融など経営資源市場の未整備などに象徴されるように、「多重構造」の様相を呈しているのが実情である。これは、外資企業の中国国内での資金・原材料および部品の調達に一定の困難をもたらしている。

(3) 一部の政府機関の管理方法は、依然としていままでの「計画管理」方式から脱していないこと。中国の企業、特に国营企業が、長い間まったく経営の自主権をもたず、政府機関の「付属品」として扱われてきていたが、いまになっても一部の政府部門は、引き続きこうした考え方を固持している。そして、合弁企業を中国の国营企業と混同させて、同じ管理方法をとっている政府部門もあるようである。

(4) 中国には外資導入の歴史が浅くて、経験不足であること。

これまでの十余年の間においては、中国が投資環境を改善するため、多面にわたる措置をとってきたが、内外とも激しい変化が起こりつつある一九九〇年代では、新しい発想で投資環境の改善に取り組まなければならないであろう。

例えば、これまで各地方の投資環境改善策として、税制上の優遇措置の採用が最も重要視されており、いまでも各地方間で税制優遇措置の導入をめぐつて、激しい競争が繰り広げられている。しかし、外国投資家にとっては、税制上の優遇措置は外資企業が操業に入り、利潤が生まれて初めて意義があるのである。これからは、税制上の優遇措置よりも、外資企業に対するサービス体制の整備を含む他の面での改善策をもっと重視すべきであろう。

法的制度の整備も、投資環境を改善するための重要な一環である。ここ十数年の間で、中国政府が数多くの涉外法律・規定を制定・公布し、外国投資家から高い評価を受けている。しかし、これらの法律・規定を厳格に実行しているかどうかについては、地方によって、かなりの差があると認めざるを得ない。今後の課題としては、必要に応じて新しい法律の制定も必要であるが、すでに公布した外国投資奨励に関する法律および政策・措置の厳格な実行に、もっと力を入れなければならないであろう。

また、世界経済が低迷しているなかで、中国の巨大な市場を狙う投資がますます増えてくると思われる。中国としては、もっと多く、そして質の高い外国投資を誘致するため、選別的に「市場開放策」をとる必要があると思う。特に先進技術型、輸入代替型あるいは国民厚生の上に必要な外国投資に対しては、輸出比率と外貨バランスに関する基準を弾力的に運用すべきであろう。中国においてすでに設立されている約二万にのぼる外資企業を立派に育てることも、外国投資を誘致する際のモデルとして意義が大きいとみられている。そのため、中央と各地方政府部門は、

真剣に外資企業の意見に耳を傾け、その要望に応えられる措置をとることが必要であろう。

一九九二年に入ってから、中国政府はまた一連の外国投資誘致策をとるようになった。土地の長期的リースによる工業団地の設立、「経済特区」および一部の大都市での外国投資範囲の拡大(条件つきで金融、国内商業、貿易、コンサルタントなど第三次産業への進出の許可)などがそれである。これらの政策と経済の市場化を中心とする経済改革の推進により、外国投資家にとって、中国の投資環境はますます魅力的なものになると思われる。

技術導入における 「四人組」が失脚した後の一九七八年には、中国は一年間で外国と一三三
問題点と課題 ○件にのぼる技術・設備導入契約を結び、成約金額は七八億ドルにも達した。そのうち、フィージビリティ・スタディー(実行可能性調査)もよく行なわず、原材料や関連資金の供給など国内諸条件を無視したものがかなり入っていたため、一部のプロジェクトは後に建設中止または延期を余儀なくされた。これによって、中国自身は多大な損害を蒙ったばかりでなく、日本などの諸外国にも「契約破棄」と言われる騒ぎを呼んだ。

中国政府は、これらの経験を総括して、一九八一年十一月に開かれた第五期全人代第四回会議において技術導入に関する諸原則を正式に提出した。それは、つまり「主に技術と自国の製造できない機械、重要設備を導入すべきで、設備のセット導入、重複導入、または設備だけを導入して技術を導入しないこと、導入した後で消化・吸収の仕事をおろそかにするなどを避けなければならない」(趙紫陽総理の「政府活動報告」ということである)。

しかし、ここ十余年における技術導入の状況を調べると、一九七八年のような大きな混乱は避けたものの、前記の諸原則に照らして依然として多くの問題点が存在しているのが事実である。その主なものは、以下のとおりである。

(1) 導入規模の振幅が大きすぎる。一九八一〜八五年においての年平均導入金額(契約ベース)は、九億八〇〇万ドルであったが、八六年には四四億五六〇〇万ドルへと急拡大した。八七年は減少に転じ、九〇年は「経済調整」と「天安門事件」もあつて、また一二億七四〇〇万ドルに低下した。技術導入規模の揺れは、中国の輸入貿易の不安定をもたらす重要な要因となっている。

特に「第六次五カ年計画」の末期に打ち出された「導入加速論」が、新しい導入ブームを起したため、外貨準備が急速に減少しただけでなく、導入技術の消化・吸収にも大きな障害をもたらした。

(2) 技術導入の非効率。中国のような外貨不足の悩みを抱えている発展途上国としては、いかにして優先順位を決めて、技術導入の効率性を高めるかが重要な課題である。しかし、この十余年における中国の技術導入の内容からみれば、非効率な導入がかなりあつたことは否定できない。中国の産業発展に特に必要な基礎素材や基礎部品に関する設備・技術より、一般的な加工設備・技術導入への偏重、地方自身の資源・技術条件を無視した技術・設備導入、同じ技術または同じレベルにある技術の「重複導入」が、それである。

そのうち、「重複導入」は特に根強く、かつ弊害の多い問題である。全国各地で短期間において

カラーテレビの生産ラインを導入した結果、多くの工場は大量生産によるコストダウンと品質改良がはかれず、余儀なく大量在庫を抱えているのがその好例である。

このような事態が起こったのは、多くの原因によるが、財政体制、外貨管理体制と投資体制の改革に伴う地方分権化が進むなかで、国の技術導入に対するマクロ管理手段の不備が、最大の理由とされている。そのため、これからの課題として、国の産業政策の明確化やマクロ管理の強化などが求められている。

(3) 「ハード」部分としての機械・設備導入への偏重。前節に述べたように、ここ十余年以來中国の技術導入における技術ライセンス、技術サービスとコンサルティングなど「ソフト費用」はかなりの比重を占めるようになったが、成約金額ではまだ機械・設備導入の偏重から脱していない。一九八一〜九〇年において技術導入成約額に占める機械・設備の比重は平均で七割以上で、八八年と八九年にはそれぞれ八五%と九三・二%にも達している。

日本やアジア N I E S の経験から、技術移転のルートとしては、機械・設備と外国直接投資の導入より、技術ライセンスの導入、技術サービスの受入れや技術者の海外での研修などは、もっと重要で、かつ経済的、効率的な方法であることがわかる。しかし、中国の技術導入においては、機械・設備と直接投資導入以外の方式は、まだ十分利用されていないのが現状である。これは、中国企業の外貨使用権の欠如（企業内部留保分を除く）、対外貿易体制の制約（ユーザーとしての企業は通常では対外貿易会社を通じて技術導入を行なう）および知識・技術に対する評価の低さによると

みられている。

(4) 導入技術の消化・吸収の不十分。戦後日本の技術導入が成功した理由の一つは、導入技術の消化・吸収に力を入れていたことにあるとよく指摘されているが、大型発電機の第一号は輸入で、第二号以降は国産化したのが、その好例である。現在、中国の技術導入においては同じケースもあるが、しかし全体からみれば、消化・吸収の努力はとて不十分とはいえないのが実情である。同種の機械を長期にわたって輸入しつづけていることは、その現われといえよう。

企業側からみれば、導入技術の消化・吸収を怠る原因の一つは、技術開発費用の不足にあると思われる。調査によると、現在、中国企業の技術開発費の売上高に対する比率は平均で1%にも満たない。そしてこの技術開発費は主に設備と原材料の購入に当てられ、設計、試験と調査・研究に回された部分は一割しかないのである。

こうした状況の下で、導入技術の消化・吸収に使える資金は非常に限られている。江蘇省における一二三社の大中型企業に対する調査によると、導入技術の消化・吸収費用の技術導入費用に対する比率は三・一〇〇となつて¹⁹⁾いる。

江蘇省の例はどれほど中国全体の状況を反映しているかという問題があるかもしれないが、この数字からは、中国における導入技術の消化・吸収の不十分さが窺えることは否定できないであろう。

「一〇カ年計画と第八次五カ年計画」によると、一九九〇年代における中国経済活動の中心的

課題は、安定成長を保ちながら、産業構造の調整、技術進歩の促進、経営管理の改善および経済効率の向上をはかることである。これらの目標を達成させる上で、技術導入の意義が大きいと思われる。

中国政府はすでに「八・五計画」（第八次五カ年計画）期間中、技術導入を拡大する方針を打ち出している。つまり輸入総額に占める技術導入のシェアを、「七・五計画」期間（一九八六～九〇年）の八％から一〇％へと引き上げることとなっている。⁽²⁰⁾「八・五計画」期間における中国の輸入規模が、「七・五計画」期間よりかなりの拡大をみせると予想されているため、「八・五計画」期間の年間平均技術導入額は、「七・五計画」期間の三〇億ドルよりずっと多い七〇億ドル以上に達する見込みである。

中国政府がこうした高い目標を打ち出した背景には、(1)産業構造を調整し、国民経済全体の効率を上げるため、技術導入を通じて大・中型国営企業の技術改造をはからなければならないこと、(2)近年において「経済調整」と沿海地区の「輸出指向型経済戦略」の成功により、中国の外貨準備は四二六億ドル（一九九一年末まで）という史上最高の水準に達したこと、(3)米国、西欧および日本に買い付けミッションを派遣することに示されたように、欧米諸国との経済関係を改善するための政策的考慮などがあるとみられている。

導入の内容としては、以下の重点を挙げている。

(1) 国の産業政策に定められているエネルギー、交通、原材料および農業などの諸分野の技術・

設備。

(2)重点技術改造プロジェクトと指定されている数百社の大・中型国営企業の技術開発能力の増強と活性化につながる技術・設備。

(3)コストの低減、質の向上と品種の増加を通じて、国内の供給と輸出能力の増強につながる技術・設備。

(4)どの分野においても先進的技術、重要機械・設備、特にソフトウェアを重点的に導入すること。

「七・五計画」期間の経験からみれば、量と構成との両面においてこれらの目標を実現させることは、決して容易なことではないと認めなければならない。まず技術導入の量的(金額)目標を達成させる上にどうしても避けられない資金の問題については、不確定要因の存在が否定できないようである。その理由の一つは、今までの例では中国の外貨準備水準が変動しやすく、輸入プログラムによる急減が何度もあったのである。

いま一つは、「七・五計画」期間における中国の技術導入に必要な外貨資金の多くが、対外借款によるもので、一九九〇年代の導入規模もどれほどの外国借款を獲得できるかに左右されかねないであろう。

以上のことを考えると、一九九〇年代における中国の技術導入は、量的には安定的拡大を求めながら、構造の改善と効率の向上に力点を置いて進めていくべきであろう。これまでの経験から

みれば、技術導入における構造と効率の問題を解決するためには、国のマクロ管理の強化、資金供給先としての金融機関による審査および企業の自己責任制の実行はもちろんのこと、技術導入と技術開発との結合をはかることも不可欠とされている。

- (1) 注(1) 劉一民「一九八八年外国在中国の投資顕著増加」(『中国対外経済貿易年鑑』一九八九年版)。
- (2) 桂世庸主編『国民経済和社会发展十年规划和第八个五年計画綱要講話』、中国計画出版社、一九九一年。
- (3) 劉觀軍、王以成「為外商投資創造寬松環境」(『光明日報』一九九二年三月十日)。
- (4) 陳順恆・國務院特區弁公室副主任「一九九〇年實施沿海地区經濟發展戰略的新進展」(『中国対外経済貿易年鑑』一九九一年版)。
- (5) 同右論文。
- (6) 季崇威「繼續積極有効地利用外資」(中国社会科学院『財貿經濟』一九九一年第七期)。
- (7) 桂世庸主編、前掲書、三九一ページ。
- (8) 鄭鴻業・中国国際貿易促進委員会会長「第四回中日經濟シンポジウム」における発言、一九九一年十一月・東京。
- (9) 「中国対外経済貿易年鑑」一九八九〜九一年版。
- (10) 李鴻道・中国国家計画委員会技術改造局長「技術導入による企業改造の実践」(『中国対外経済貿易年鑑』一九八八年版)。
- (11) 桂世主編、前掲書、三九四ページ。
- (12) 『人民日報』海外版、一九九二年四月二十一日。

III 外資導入と技術導入の推進

- (13) 季崇威、前掲論文。
- (14) 日本貿易振興会『世界と日本の海外直接投資』一九九二年版。
- (15) 中国社会科学院 八・五計画期間外資導入展望分析グループ「外資導入と産業政策」(中国社会科学院『財貿經濟』一九九一年第七期)。
- (16) 同右論文。
- (17) 劉觀軍、王以成、前掲論文。
- (18) 張恩樹・中国国家計画委員会対外經濟局長「中国の技術導入・回顧と展望」(中国対外經濟貿易部『國際貿易』一九九二年二月号)。
- (19) 李成池他「企業技術進歩的資金問題」(中国社会科学院『財貿經濟』一九九一年第五期)。
- (20) 張旭明・中国対外經濟貿易部技術輸出局長の發言(『北京週報』一九九二年第十一期)。